

令和2年2月25日

医療機関の長 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局健康推進課)

広島県外の者が広島市内の医療機関で定期予防接種を受ける場合の取扱いについて（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の件につきまして、被接種者（以下、被接種者の保護者を含む。）及び接種医療機関の事務負担軽減を目的として、令和2年4月1日から下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、変更の内容について御承知いただき、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本変更に係るフローチャートを添付しておりますので御参考ください。

記

【変更前（令和2年3月31日まで）】

居住地の自治体が、広島市長宛ての予防接種依頼書を発行する。

→被接種者は、広島市内の保健センターで接種券交付等の手続きを行う。

→保健センターは、接種券と接種医療機関宛ての予防接種依頼書を交付する。

→被接種者は、広島市内の医療機関で予防接種を受けた後、接種医療機関が、広島市に対し、

広島市の予防接種券により、委託料の請求を行う。

→被接種者は、居住地の自治体で償還払いの手続きを行う。

【変更後（令和2年4月1日以降）】

居住地の自治体が、接種医療機関宛ての予防接種依頼書を発行する。

→被接種者は、広島市内の医療機関で予防接種を受ける。その際に、医療機関へ接種料金（医療機関が定めた任意の料金）を支払う。

→被接種者は、居住地の自治体で償還払いの手続きを行う。

※ただし、令和2年3月31日以前に発行された予防接種依頼書については、令和2年4月1日以降も有効とする。

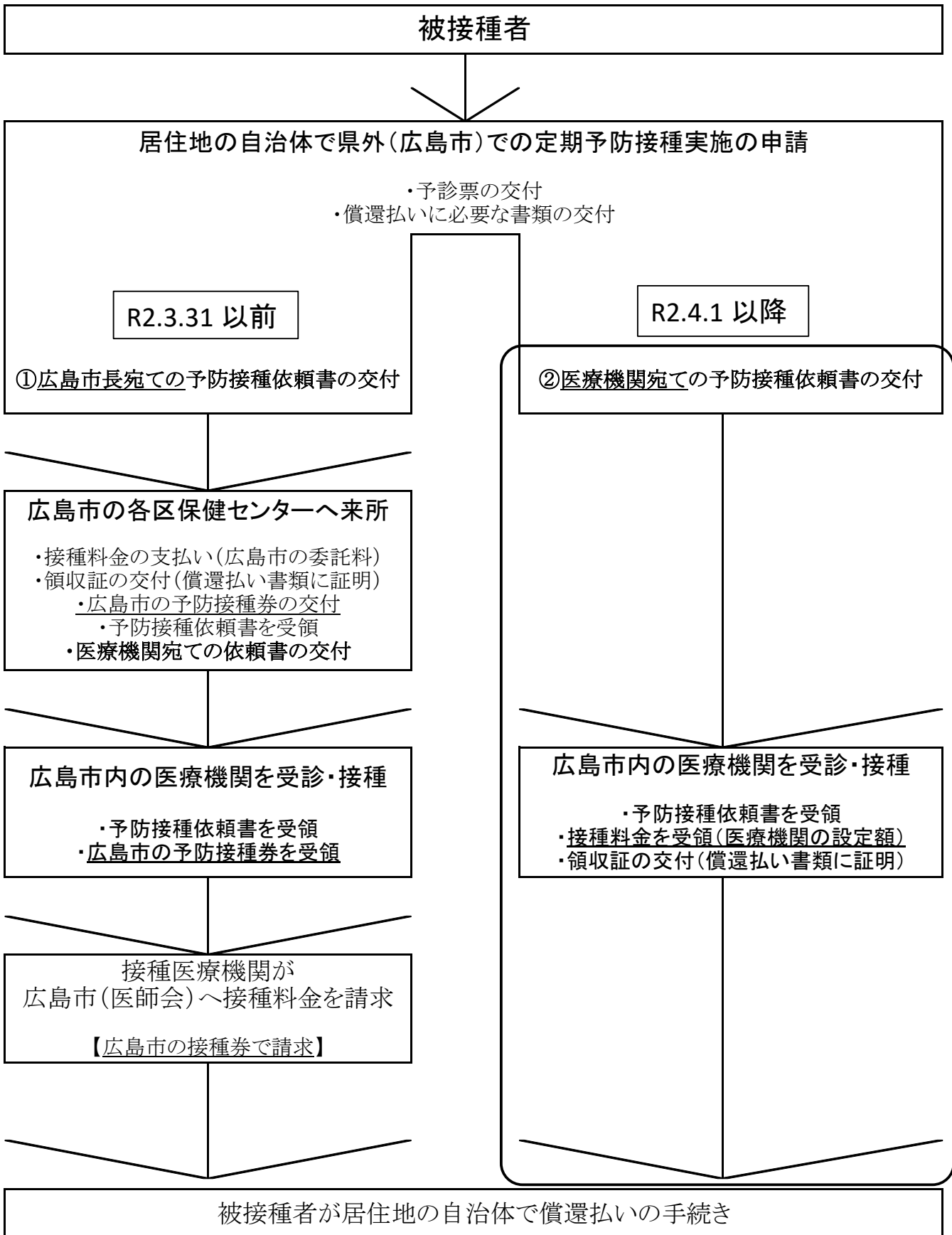
(お問い合わせ先)

保健予防係

担当：川原、高山

電話：082-504-2622

広島県外の者が広島市内の医療機関で定期予防接種を受ける場合の取り扱いについて



※R2.4.1以降、原則として②の方法で行うこととする。

ただし、H31.3.31以前に広島市が発行した予防接種依頼書については有効とし、①の方法も可能とする。